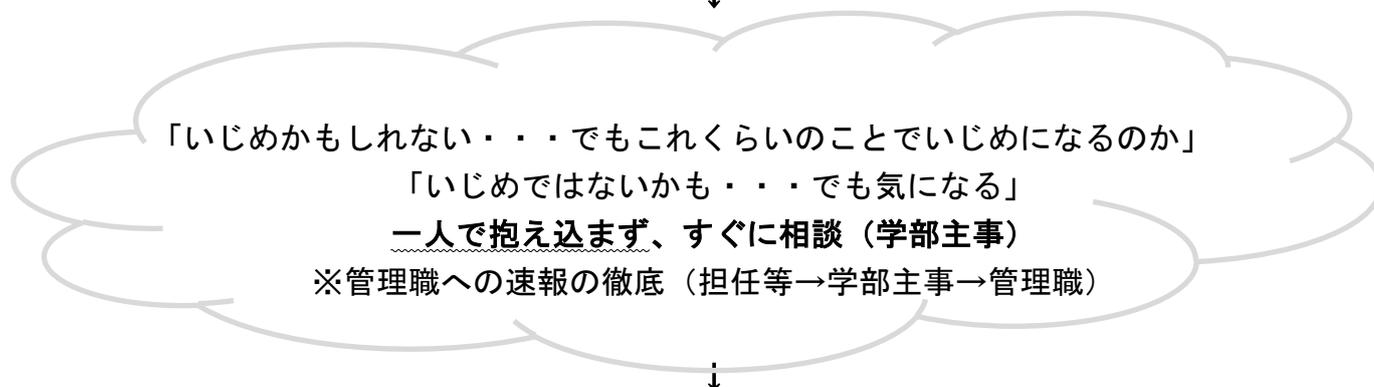


# いじめ問題対応マニュアル（詳細）

## 1 早期発見・未然防止

対応内容	担当
日常的な観察（行動、表情、会話）、個別面談	担任等
保護者への情報共有（気になる様子、問題行動、学習成果等の発信）連絡帳や電話連絡、保護者面談、家庭訪問	担任等
アンケート調査の分析、活用 （心と体の振り返りシート、心のアンケート、子どものサイン発見チェックリスト）	生徒指導主事、 養護教諭、担任等
相談窓口の充実（相談窓口一覧、スクールサインの周知、長期休業前後の生徒指導）	生徒指導主事、 担任等

※生徒指導主事が別校舎または発生時不在の場合、生徒指導担当が対応する。



**いじめの疑い・いじめ問題の発見**



## 2 初期対応

### (1) 事実確認

対応内容	担当
いじめられた児童生徒、いじめた児童生徒、いじめを知らせてきた児童生徒等の関係児童生徒からの聴き取り 対応のポイント ○原則複数名で対応 ○複数の児童生徒が関係している場合は、個別に聴取し <u>内容の整合性を確認</u>  ☆担任等チェックリスト 1 いじめられた児童生徒について <input type="checkbox"/> ①心身の苦痛を訴えた勇気と適切な行動に対して労う。 <input type="checkbox"/> ②心身の苦痛を感じる要因となった関係児童生徒からの言動等の事柄を整理する。 ※5W1Hについて可能な限り把握 <input type="checkbox"/> ③止めてほしい具体的な行為。 <input type="checkbox"/> ④今後、関係児童生徒とどのような関係を望むか。	担任等、生徒指導主事、学部主事

<p>□⑤学校生活の中で、学校に配慮して欲しいことは何か。</p> <p><b>2 いじめた児童生徒、いじめを知らせてきた児童生徒等の関係児童生徒について</b></p> <p>□①原則複数の教職員で聴き取りを行う。</p> <p>□②必要に応じて、いじめられた児童生徒の聴き取りをする教職員とは別の教職員が聴き取りを行う。</p> <p>□③聴き取りの際は、事実のみ確認する。※いじめの評価や指導はしない。</p> <p>□1、2の内容を情報集約担当者へ報告する。        ※「情報集約担当者」への報告＝「学校いじめ防止対策組織」への報告        ※情報を抱え込み、報告を行わないことは法第23条第1項に違反し得る</p>	
<p>保護者からの訴え</p> <p>□①複数で対応する。</p> <p>□②訴えを否定せず、いじめの疑いがあるものとして傾聴し、記録する。</p> <p>※放課後デイサービス、通学バス等からの訴えも同様に対応</p>	<p>担任等、生徒指導主事、学部主事</p>
<p>※事実確認段階では、いじめか否かの判断や説諭等を行わない。話を最後まで傾聴し、主観を挟まず客観的事実を記録する。</p>	
<p>※法第23条第1項：学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他適切な措置を取るものとする。</p>	

(2) 情報集約

対応内容	担当
<p>担任等からの情報集約を行い、対応を判断する。</p> <p>☆情報集約担当者チェックリスト</p> <p>□①「情報集約担当者」は、日々寄せられる情報を整理し、緊急性の度合いに応じて、対応を判断（仮仕分）する。        (例)・「学校いじめ対策組織」を招集して検討        ・2～3日様子を見る        ・一過性のトラブルとして記録のみ行う</p> <p>□②必要であれば報告者に対する確認や関係者からの聴き取り等を実施する。</p> <p>□③集められた情報はパソコンや表計算ソフトを用いてデータベース化し、初発なのか再発なのか、複数の教職員が情報を寄せているのか等も含め、どのように対応するのかを仮決めする。</p> <p>□④緊急性が高いと判断した場合には、速やかに「学校いじめ対策組織」の学校内メンバーを招集する。その程度によっては、学校外のメンバーを含む「学校いじめ対策組織」の全メンバーの招集も視野に入れる。</p>	<p>学部主事</p>
<p>○情報集約担当者が判断した対応（仮仕分）の内容について協議する。</p> <p>○協議した内容を校長に報告する。</p>	<p>管理職、学部主事、生徒指導主事</p>

※いずれの対応をとるにしても最終的には校長が判断を行う。



### 3 調査方法の確認と認知

対応内容	担当
<b>認知しない場合</b> ○学校いじめ対策組織の判断や対応を担当等に伝える。 ○担任等が学級で必要な指導を行い、様子を見守る。 ○指導内容や方法は、学部や生徒指導主事等で検討し実施する。	担任等、生徒指導主事、養護教諭
<b>認知した場合</b> ○速やかに家庭訪問等を行い、丁寧に説明する。 ○いじめられた児童生徒及び保護者に対して「守り抜く」という姿勢を示す。	担任等、学校いじめ防止対策委員
<b>重大事態の場合</b> ○重大事態発生について教育委員会に報告し対応を協議の上、調査・報告する。	学校いじめ防止対策委員

※いじめの最終的認知は、法の定義に基づき、校長が行う。



### 4 対応方針の決定

対応内容	担当
○ 対応方針及び役割分担の決定（再発防止、心のケア、別室・特別指導等） ○ 対応方針に対する全職員の共通理解 ○ 関係市町村窓口（山鹿市福祉援護課等）・児童相談所・警察との連携・調整 ○ 対応方針に関する関係児童生徒保護者等への説明 ※決定した指導方針等は当該児童生徒保護者に学校の考えや思いを交えて丁寧に説明し、承諾を得ながら進める。途中で方針を変更した場合も十分な説明を行う。	学校いじめ防止対策委員
○心身の苦痛を与えた行為が犯罪として取り扱われるべきものであると認める時は、躊躇なく警察と連携し対応する。	学校いじめ防止対策委員

※対応方針の最終的な決定は多くの教職員の意見を踏まえ、校長が行う。



### 5 解消に向けた取組

対応内容	担当
○ 被害児童生徒への支援・ケア ※安心して相談できる場を設定し、訴えや要望を誠実かつ共感的に受け止め、養護教諭やSC等と連携しながら、不安等の解消を図る。 ○ 加害児童生徒への指導・支援・ケア ※加害児童生徒の背景を探る。（なぜ、心身の苦痛を与える行為に至ったか） ※自らの言動が相手を傷つけていることに気付かせ、自分はどうすべきだったか、今後どうしていくかを内省させ、行動化につなげる。 ※養護教諭やSC等を積極的に活用するなど、単なる処罰にならないよう心理面からの支援やケアを行う。	担任等、養護教諭、SC、学部主事、生徒指導主事

<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 関係保護者との情報共有・支援</li> <li>○ P T A ・地域との連携</li> <li>○ 他の児童生徒、保護者等への対応等</li> <li>○ 関係機関等との連携</li> </ul>	
○支援や指導は、事案に応じて関係機関や専門家等の助言を得ながら、計画的・組織的に実施する。	担任等、学部主事、生徒指導主事
○関係保護者に対しては、支援や指導の進捗状況や見通し等について適切に情報提供する。	
○傍観したり、無関心でいたりする児童生徒に対しては、「SOSの出し方に関する教育」と関連させながら、いじめは学級や学年等集団の課題であるとして必要な説諭や指導等を行う。	
○学校が謝罪の仲介を行う場合は、十分な準備と調整の上、和解の見通しを持って謝罪の場を設定する。 ※謝罪・・・学校からの謝罪、加害者の保護者・本人からの謝罪 ※日常的な情報共有を保護者で行うとともに、特性に応じた指導（衝動的な行動の自己コントロール、自分の気持ちを伝える等）を行う。	



## 6 解消の判断

対応内容	担当
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 被害児童生徒及びその保護者との面談や教育相談による確認</li> <li>○ 関係児童生徒への聴取及び行動観察</li> <li>○ 認知後のいじめアンケート等の回答状況</li> </ul> <p>※一見仲直りしているようでも、水面下でいじめが継続しているケースがあるため、当該児童生徒及び保護者と面談するなどして、<u>解消とする旨の了承を得る</u>。</p> <p>※解消後も当該児童生徒及び保護者の安心感が損なわれないよう必要な配慮や見守りを継続する。</p>	担任等、養護教諭、学部主事、生徒指導主事
<p>○次の2つの条件が満たされていることを確認する。</p> <p>&lt;条件1&gt;いじめに係る行為が止んでいる。 (少なくとも3カ月を目安とする。)</p> <p>&lt;条件2&gt;被害児童生徒が心身の苦痛を感じてない。 (面談等により確認する。)</p>	担任等、養護教諭、学部主事、生徒指導主事

※上記の2つの条件を含め、「学校いじめ対策組織」で児童生徒の状況等を総合的に検討した上で、校長が判断する。